

商品名 普通預金

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	普通預金
販売対象	法人、個人
期間	特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払戻方法	随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。
手数料	-
付加できる特約事項	個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	-
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。